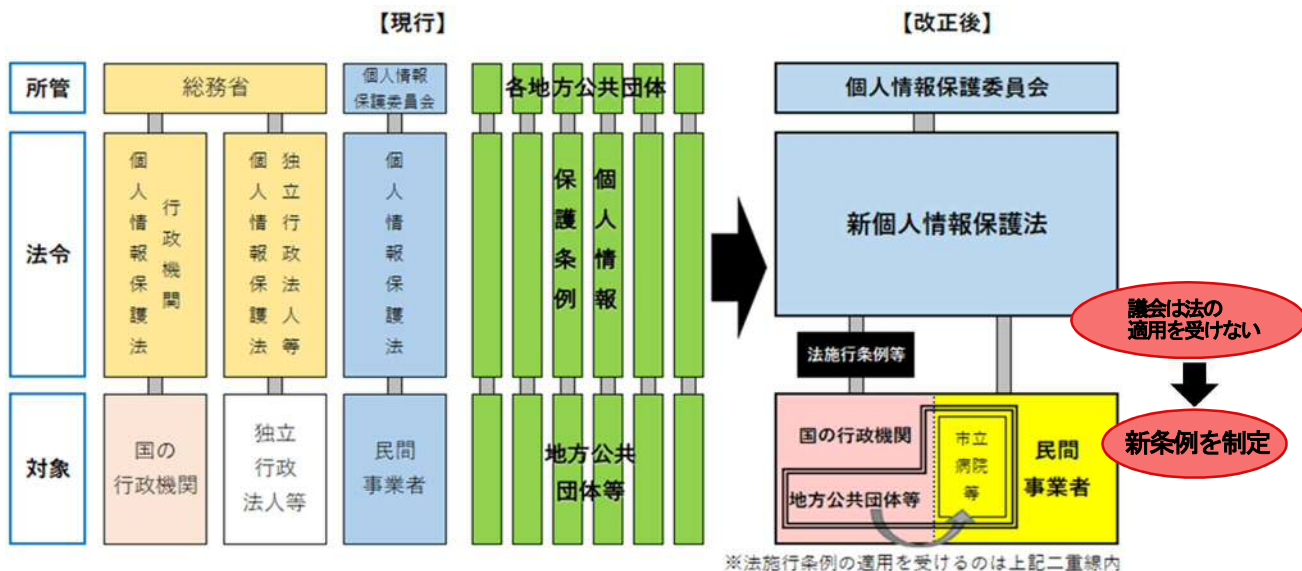


# 越谷・松伏水道企業団議会の 個人情報の保護に関する条例骨子（案）について

個人情報の保護に関する法律（以下、「法」といいます。）の改正に伴い、令和5年4月1日から個人情報保護制度の法体系が変わります。越谷・松伏水道企業団議会が保有する個人情報については、現在、越谷・松伏水道企業団個人情報保護条例（以下、「現行条例」といいます。）で保護をしておりますが、法体系が変更されると、地方議会は基本的にその適用から除外されることとなります。そのため、これまでと同様に越谷・松伏水道企業団議会における個人情報を保護し、その取扱いにおいて執行機関と差異が生じないようにするため、議会独自の個人情報保護条例を制定します。

## 法改正の概要【下図参照】

- ・ これまでは、民間・行政機関等・独立行政法人等についてそれぞれ別個の法規で規制してきましたが、これを1本化し、また、地方公共団体の個人情報保護制度について全国共通のルールを適用することとなります
- ・ 全体の所管が個人情報保護委員会に一元化されます



## 議会としての対応

法の適用を受けることとなる企業団（議会を除く）は現行条例を廃止し、法の施行に合わせて法で委任された事項を定める法施行条例を制定しますが、企業団議会は法の適用を受けないため、企業団とは別に個人情報の取扱いに関する条例を制定することとなります。

## 議会の個人情報保護制度にどのような変更があるのか

利用者の皆様が行う開示等の手続きや、個人情報の適正な取扱いについての変更はありません。現行条例と同等の個人情報の保護水準を確保します。

## 新条例で定める主な内容について

### 【個人情報等の取扱いについて】

個人情報を適切に取り扱うため、主に次のような事項を定めます。

- ア 個人情報を保有するに当たっての利用目的の制限
- イ 個人情報の不適切な利用の禁止、適正な取得
- ウ 保有個人情報の安全管理とそれに係る事態が生じた場合の通知
- エ 利用目的以外の目的のための保有個人情報の利用、提供制限

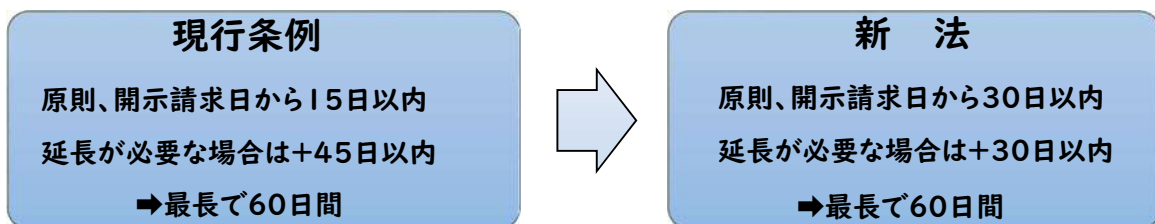
### 【個人情報ファイル等について】

議会が保有している個人情報ファイル等に関する帳簿の作成、公表について規定します。

### 【保有個人情報開示請求にかかる手数料】

法では、開示請求時に手数料を請求できると規定していますが、現行条例で手数料を無料としておりますので、新条例でも無料とする予定です。また、複写費などの実費相当額については現行条例と同様に負担していただく予定です。

### 【保有個人情報開示請求の決定期限】



開示決定等の期限について、法では、上記右側のとおり期間となっております。現行条例では最長期間を60日としており、これは法の定める最長期間と同様のため、条例での特別な期間短縮はしない予定です。ただし、請求から開示決定までにかかる日数を、現行条例と同様とする運用にいたします。

### 【罰則について】

正当な利用なく個人情報ファイルを外部に提供したり、職務の用以外に供する目的により個人情報を収集したりした職員、及び不正な手段により保有個人情報開示決定を受けた者に対する罰則を現行条例と同様に定めます。

## 議会が保有する個人情報

議員名簿

議会担当  
職員の名簿

傍聴者の  
情報

請願者の  
情報

陳情者の  
情報

など